

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	学校における性別に基づく処遇と米国法タイトル 9—男女別学、スポーツ競技、性的嫌がらせ及び性自認をめぐって—
他言語論題 Title in other language	Sex-Based Treatment in U.S. Schools under Title IX: Regarding Single-Sex Education, Athletics, Sexual Harassment and Transgender Students
著者 / 所属 Author(s)	ローラー ミカ (LAWLER Mika) / 前 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 文教科学技術調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	892
刊行日 Issue Date	2025-04-20
ページ Pages	31-54
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	学校による性差別を禁じる米国法タイトル 9 について、男女別学、男女別スポーツ競技、学校におけるセクハラ及びトランスジェンダー生徒をめぐる論点を中心に連邦規制の経緯と現状を整理する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

学校における性別に基づく処遇と米国法タイトル 9 —男女別学、スポーツ競技、性的嫌がらせ及び性自認をめぐって—

前 国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 文教科学技術調査室主任 ローラー ミカ

目 次

はじめに

I タイトル 9 の概要

- 1 タイトル 9 と 1975 年規則の概要
- 2 スポーツ競技に関する規定と 1979 年政策解釈
- 3 初等中等教育における男女別学と 2006 年規則

II 近年の動向①：学校における性的嫌がらせ・性的暴力とタイトル 9

- 1 従来の政権による指針文書
- 2 第 1 次トランプ政権による規則制定
- 3 バイデン政権による規則制定

III 近年の動向②：トランスジェンダーをめぐる議論とタイトル 9

- 1 オバマ政権下の通知
- 2 第 1 次トランプ政権の対応
- 3 連邦最高裁判所 Bostock 判決
- 4 バイデン政権による規則制定

IV タイトル 9 を取り巻く状況と課題

- 1 連邦裁判所による 2024 年規則の差止めと無効化
- 2 第 2 次トランプ政権の発足とタイトル 9
- 3 党派対立と連邦議会の状況

おわりに

キーワード：タイトル 9、1972 年教育修正法第 IX 編、性差別、男女別学、男女別スポーツ競技、セクハラ、トランスジェンダー

要 旨

- ① 米国の1972年教育修正法第IX編（タイトル9）は、「合衆国において何人も、連邦の財政支援を受けているいかなる教育プログラム又は活動において、性別に基づいて、参加を拒まれたり、その恩恵を否定されたり、差別されてはならない」と定め、学校による性差別を禁じている。同法とその規則は、連邦政府資金を受給する学校に対し、性別により生徒を分離したり、異なる処遇をしたりすることを禁止する一方、それらを認める例外についても定めている。
- ② 学校のうちプレスクール、小学校からハイスクールまでの初等中等教育（公立・私立とも）、私立大学（学部）及び伝統的・継続的に男子校又は女子校である公立大学（学部）は、入学に関してはタイトル9の規制対象外であり、男女別の学校が許容される。一方、共学校内の男女別クラス設置について同法は言及しておらず、1975年規則によりその設置は大きく制限されてきた。学習成果を改善し親の選択肢を広げるため、2006年規則により、初等中等教育段階の共学校が男女別クラスを設置する裁量拡大が図られた。
- ③ タイトル9制定当初、最大の争点は、ばく大な収益を生み出す男子の大学対抗スポーツ等スポーツ競技の取扱いであった。1975年規則は、競技の公正性や安全性の観点から男女別競技を認める一方、男女に等しい機会を提供するよう義務付けた。1979年政策解釈により学校の責務が明確化され、大学が対応したことなどの結果、女子競技者数・チーム数が大幅に増加した。
- ④ タイトル9に学校における性的嫌がらせ・性的暴力に関する言及はないが、連邦教育省や連邦最高裁判所は、従来、同法の下で学校に責任が生じる場合があるとしている。これに関し、2020年5月、第1次トランプ政権（共和党）により、初めての法的強制力のある規則が制定された。バイデン政権（民主党）は、2024年4月、これに代わる規則（2024年規則）を制定した。
- ⑤ 近年、トランスジェンダーの生徒による学校のトイレ・更衣室の使用や女子競技参加をめぐる議論がある。2024年規則は、性自認等に基づく差別禁止を明記する等の改定も併せて行うものである。性自認の問題をめぐるのは共和党と民主党の激しい党派対立が続いている。2024年規則に反対する訴訟が全米各地で提起され、2025年1月、同規則は連邦地方裁判所により無効とされた。同月就任したトランプ大統領（第2次トランプ政権）は、行政府による連邦法及び政策の解釈と適用における性別は、男性又は女性いずれかの不変の生物学上の分類を意味するもの等とする大統領令、男子による女子競技参加を排除するための大統領令を発出した。

はじめに

1972 年教育修正法第 IX 編（以下「タイトル 9」という。）⁽¹⁾は、学校等（以下「学校」という。）⁽²⁾による性差別を禁じている米国の連邦法である。その主旨は、「合衆国において何人も、連邦の財政支援を受けているいかなる教育プログラム又は活動において、性別⁽³⁾に基づいて、参加を拒まれたり、その恩恵を否定されたり、差別されてはならない」⁽⁴⁾という同法冒頭条項の柱書に集約されている。そこに「連邦の財政支援を受けている」と書かれているとおり、同法が適用されるのは連邦政府の資金を受給する学校に限られるが、学校の多くは何らかの連邦資金を受給しているとされることから、同法の規制対象となる範囲は広い⁽⁵⁾。

タイトル 9 は、1960 年代の人種差別禁止を求める公民権運動に連動しながら広まった、女性の権利運動を背景に制定された。上述の柱書の規定よりは 1964 年公民権法第 VI 編⁽⁶⁾（連邦の財政支援を受けているプログラム又は活動における、人種、肌の色又は出身国に基づく差別の禁止）を模したものであると言われている⁽⁷⁾。しかしながら、性別に基づく差別禁止の枠組みは、人種差別禁止のそれと類似はしているものの、同一ではない。人種差別については人種別学のような人種に基づく分離そのものが平等に反し認められないとされてきた⁽⁸⁾。これに対

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 2 月 12 日である。また、本稿において [] 内は筆者補記である。

(1) Title IX of the Education Amendments of 1972, P.L. 92-318, June 23, 1972 (20 U.S.C. 1681 et seq. [合衆国法典第 20 編第 1681 条以下]). 1972 年 6 月 23 日にニクソン (Richard M. Nixon) 大統領 (1969 - 1974. 共和党) の署名を経て制定された。

(2) 学校に対する連邦による財政支援は連邦教育省を中心に行われており、本稿も同省による規則制定その他の取組を扱う。なお、同省以外にも各連邦機関が様々な教育プログラム（警察学校、刑務所内職業訓練、各種職業訓練プログラムほか）に財政支援を行っており、タイトル 9 の規制対象となっている。“Introduction,” Civil Rights Division, *Title IX Legal Manual*, updated January 31, 2025. U.S. Department of Justice Website <<https://www.justice.gov/crt/title-ix#Introduction>>

(3) 原語は sex. タイトル 9 に sex の定義は置かれていない。本稿では sex を性別、男女（別）等と訳している。

(4) 20 U.S.C. 1681(a).

(5) 大学については在学者が連邦奨学金を受給していればこの資金受給に該当する。また、ハイスクール段階まで（初等中等教育）の公立学校は、連邦法である「初等中等教育法」（後掲注(45)参照）や「障害のある個人教育法」（Individuals with Disabilities Education Act, Title VI of P.L. 91-230, April 13, 1970 (20 U.S.C. 1400 et seq.)) 等の下で一般に連邦政府資金を受給している。一方、初等中等教育段階の私立学校については、上記 2 つの法律の下で私立学校生徒に対する「公平な便益の提供」を受けることは連邦政府資金受給とみなされない。ただし、私立学校による受領が可能な連邦補助金等も存在しており、これらを受給した場合にはタイトル 9 の規制対象となる。なお、米国の私立学校は宗教系の学校が多く、こうした学校は宗教的教義と矛盾する限りにおいてタイトル 9 の適用を受けない（後掲注(13)参照）。Jared P. Cole and Christine J. Back, “Title IX and Sexual Harassment: Private Rights of Action, Administrative Enforcement, and Proposed Regulations,” *CRS Report*, R45685 (version 2), April 12, 2019, pp.1-2. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R45685>>; U.S. Department of Education Office of Non-Public Education, “Frequently Asked Questions – General Issues Related to Nonpublic Schools,” August 2019, p.8. <<https://www.ed.gov/sites/ed/files/about/inits/ed/non-public-education/files/onpe-faqs-aug2019.pdf>> なお、タイトル 9 の規制は、連邦政府資金受給の恩恵を受けるプログラム等自体に限定されるものではなく、そのプログラム等を有する学校全体が規制の対象となる（後掲注(33)及び対応する本文参照）。

(6) Title VI of the Civil Rights Act of 1964, P.L. 88-352, July 2, 1964 (42 U.S.C. 2000d et seq.).

(7) R. Shep Melnick, *The Transformation of Title IX: Regulating Gender Equality in Education*, Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 2018, pp.39-42; Michael Imber et al., *Education Law*, 5th ed., New York; London: Routledge, 2014, pp.234-235.

(8) 1954 年、連邦最高裁判所は、公立学校における人種別学が合衆国憲法（修正第 14 条（平等保護条項））に違反するとした。Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483 (1954); Martha M. McCarthy et al., *Legal Rights of School Leaders, Teachers, and Students*, 8th ed., New York: Pearson, [2019], pp.136-137; 松井茂記『アメリカ憲法入門 第 8 版』有斐閣, 2018, pp.405-406. なお、性別に基づく差別についても同憲法の平等保護条項との関係が問題となるが、本稿では扱わない。

し、本稿で説明するように、タイトル9という法律自体及びそれを実施するための規則は、学校が性別に基づき男子生徒⁽⁹⁾と女子生徒を分離したり、異なる処遇をしたりすることを原則として禁止する一方で、例外としてこれが認められる場合についての規定を置いている。特に近年、後述するように性自認⁽¹⁰⁾に係る議論（性自認に一致したトイレ等の使用やトランスジェンダーの女子スポーツ競技参加資格など）においてタイトル9に焦点が当たっているが、具体的には、男女別の施設や活動を一定の場合に認めている同法の規定との関係が問題となっている。

タイトル9を実施するための規則は、1975年に制定、施行された（以下「1975年規則」という。）⁽¹¹⁾。1972年の法律及び1975年規則により定められた学校における性差別禁止に係る内容は、現在もタイトル9による規制の中核となっている。本稿では、まず第I章において法律及び1975年規則の内容を中心に、タイトル9の概要を紹介する。特に学校におけるスポーツ競技（タイトル9は、女子スポーツ振興に果たした役割により従来広く知られている。）と2006年にも関連規則が制定された男女別学に関する規定について詳しく説明する。さらに、タイトル9をめぐる近年の動向として、第II章において性的嫌がらせ・性的暴力に関する規則の制定（2020年及び2024年）等、第III章において性自認等に関する規則の制定（2024年）等について整理する。最後に第IV章において、党派的分断が進む中でタイトル9が置かれている現状と課題について、2024年の規則に反対して起こされた訴訟の経緯と2025年1月のバイデン（Joe Biden）政権（2021 - 2025. 民主党）から第2次トランプ（Donald J. Trump）政権（2025 -. 共和党）への政権交代の影響等を取り上げることにする。

I タイトル9の概要

1 タイトル9と1975年規則の概要

「はじめに」で述べたように、タイトル9とその規則は、連邦政府の資金を受給している学校に対し、性別により生徒を分離したり、異なる処遇をしたりすることを禁止する一方で、その例外についても定めている。同法の規制対象には、公立であるか私立であるかを問わず、小学校就学前のプレスクールから初等中等教育、職業教育、専門職教育や高等教育まであらゆる

(9) 本稿では Students の訳語に原則として「生徒」を用いた。ただし、大学生が（主に）想定される場面については適宜「学生」とした。

(10) ジェンダーアイデンティティ（Gender identity）。本人の内面的な性別の感覚を表す概念。出生時に付与された性別と不一致の場合もある。U.S. Department of Justice Civil Rights Division and U.S. Department of Education Office for Civil Rights, “Dear Colleague Letter on Transgender Students, [Rescinded],” May 13, 2016, p.1. (Internet Archive Wayback Machine により保存されたページ) <<https://web.archive.org/web/20250125192551/https://www.ed.gov/sites/ed/files/about/offices/list/ocr/letters/colleague-201605-title-ix-transgender.pdf>> 後述するタイトル9の規則（2024年規則）の中には定義は置かれていない。日本の「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第68号）は、ジェンダーアイデンティティを自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識と定義している。

(11) 1975年5月27日にフォード（Gerald R. Ford）大統領（1974 - 1977. 共和党）の承認（署名）を得た最終規則が同年6月4日、連邦官報に公表された（同年7月21日施行）。Department of Health, Education, and Welfare Office of the Secretary, “Nondiscrimination on the Basis of Sex in Education Programs and Activities Receiving or Benefiting from Federal Financial Assistance,” *Federal Register*, vol.40 no.108, June 4, 1975, pp.24128-24145. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-1975-06-04/pdf/FR-1975-06-04.pdf>>; U.S. Department of Health, Education, and Welfare, “Title IX -- Civil Rights,” *HEW Fact Sheet*, June 1975, pp.2-3. <https://www.fordlibrarymuseum.gov/sites/default/files/pdf_documents/library/document/0039/1534682.pdf>

教育段階の学校が含まれている⁽¹²⁾。その内容は大きく「入学」に関するものと「入学後の処遇」に関するものとに分けることができる⁽¹³⁾。

(1) 入学に関する規定

入学に関しては、職業教育機関、専門職教育機関、大学院、公立大学（学部レベル。ただし、伝統的かつ継続して男女別学であるものを除く。）のみがタイトル9の規制対象であることが法律に明記されている⁽¹⁴⁾。したがって、プレスクール、小学校からハイスクール段階までの学校（公立・私立を問わない。職業教育機関を除く。）、私立大学（学部レベル）及び伝統的・継続的に男子校又は女子校である公立大学（学部レベル）は、入学に関してタイトル9の規制を受けない。これは、タイトル9の適用を受けないこれらの学校については男子校又は女子校が許容されていることを意味している。

一方、入学に関してタイトル9が適用される学校に対しては、性別に基づいた入学定員の設定や性差別的な入試・選考基準の採用等を禁止することなどを1975年規則が定めている⁽¹⁵⁾。過去に性別に基づく差別が存在した場合にはその影響を是正するために、一方の性別の生徒に対して付加的な募集活動が実施されなければならない⁽¹⁶⁾。

(2) 入学後の処遇に関する規定

入学後生徒は、性別に基づく差別を受けることなく処遇されなければならない。これは、入学に際してタイトル9の適用のない学校についても、男女共学であることを選択した場合、同様である⁽¹⁷⁾。1975年規則には幾つかの分野・場面に関し規定が設けられている。

(i) 授業について

原則として男女別に実施してはならない。体育の授業も男女別の実施は原則禁止されているが、①レスリング、ボクシング、ラグビー、アイスホッケー、フットボール、バスケットボールその他の身体接触を伴うスポーツの場合、又は②能力に基づくグループ分けである場合には、男女別とすることが認められる。また、初等中等教育における性教育の授業についても男女別に実施することが認められる⁽¹⁸⁾。履修コース・進路等に関するカウンセリングにおいて性別に基づく差別をしてはならないこと等も規定されている⁽¹⁹⁾。

(12) 20 U.S.C. 1681(c).

(13) 1975年規則は、適用範囲、生徒の入学、生徒の処遇、雇用及び手続に関する内容から構成されている。U.S. Department of Health, Education, and Welfare, *op.cit.*(11), p.3. なお、タイトル9の適用範囲については本文で取り上げるもののほか、宗教団体傘下の学校は宗教的教義と矛盾する限りにおいてタイトル9の適用を受けないこと（20 U.S.C. 1681(a)(3)）、合衆国軍教育機関と商船学校はタイトル9の適用を受けないこと（20 U.S.C. 1681(a)(4)）等も規定されている。また、教職員等に対する性差別については、雇用における差別（性差別を含む。）を禁止している1964年公民権法第VII編も適用されることになる（同法については2020年の連邦最高裁判所判決との関係で後述する。）。本稿では教職員等に対する差別については扱わない。

(14) 20 U.S.C. 1681(a)(1); (5).

(15) 34 CFR 106.21(b) [連邦規則集第34編第106.21条(b)項]。本稿では原則として2020年8月15日時点の連邦規則集条文を参照した（ただし、2024年制定の規則を説明した箇所を除く。後述するとおり、2024年制定の規則は連邦裁判所により無効とされている。）。なお、制定時の1975年規則は、連邦規則集第45編第86部に置かれていた（当時の当該条文は45 CFR 86.21(b)）。

(16) 34 CFR 106.23(a); 106.3(a). U.S. Department of Health, Education, and Welfare, *op.cit.*(11), pp.4-5.

(17) U.S. Department of Health, Education, and Welfare, *ibid.*, p.5.

(18) 34 CFR 106.34(a).

(19) 34 CFR 106.36; Imber et al., *op.cit.*(7), p.236.

なお、男女別の授業実施が許容される範囲については、後に2006年の規則により初等中等教育に関して拡大されている（本章第3節を参照）。

（ii）施設について

原則として性別に基づく差別なく提供され、利用できるものでなくてはならないが、住居⁽²⁰⁾については、男女別の施設を禁じるものでない旨が法律に明記されている⁽²¹⁾。1975年規則は、こうした男女別住居について、住居申請をする男女学生数に提供量が比例し、かつ、男女間で質と費用が同等でなければならないことを定めている⁽²²⁾。一方、男女別のトイレ、更衣室とシャワー施設については、同規則により設置が認められるとともに、これらの施設が男女間で同等でなければならないとされている⁽²³⁾。

（iii）奨学金等学生に対する経済的支援について

学生に対する経済的支援は性別に基づく差別なしに実施されなくてはならない。ただし、1975年規則は、遺言や信託等に基づき又は外国政府により設けられた男女別の奨学金等については、その給付の影響が総じて差別的でない限り認めている⁽²⁴⁾。スポーツ奨学金については後述する（本章第2節）。

なお、1975年規則には、同規則が特定の教科書や教材の使用を要求、禁止等するものと解釈されてはならない旨が明記されている⁽²⁵⁾。また、学校の運動部等によるスポーツ競技に関する規定（体育の授業とは別の規定である。）については節を改めて説明する。

2 スポーツ競技に関する規定と1979年政策解釈

（1）経緯

1972年にタイトル9が制定された後1975年規則が策定されるまでの間、最大の争点となっていたのはスポーツ競技の取扱いであった。これには、フットボールに代表される男子学生による、ばく大な収益を生み出す大学対抗スポーツが存在しているという米国特有の事情も関係していたとされる。全米大学体育協会(National Collegiate Athletic Association: NCAA)等からは、スポーツ競技をタイトル9の適用外とすることを求める強い意見が出されていた⁽²⁶⁾。こうした中、1974年の連邦議会において、収益性のあるスポーツにはタイトル9が適用されない旨を明記する内容のタイトル9改正案が提出されたものの⁽²⁷⁾、両院協議会を経て最終的には、特定のスポーツの性質を考慮した大学対抗スポーツに関する合理的な規定を含む規則を制定す

(20) 後掲注(28)も参照（後述する2024年規則に関連しての連邦教育省による説明）。

(21) 20 U.S.C. 1686.

(22) 34 CFR 106.32.

(23) 34 CFR 106.33.

(24) 34 CFR 106.37(b).

(25) 34 CFR 106.42. 教科書や教材の内容については州と地方レベルにより対処されるのが適切であり、連邦政府がこの点に関与することには合衆国憲法の下で疑義がある等と説明されている。U.S. Department of Health, Education, and Welfare, "Statement by Caspar W. Weinberger, Secretary of Health, Education, and Welfare," *HEW News*, June 3, 1975, p.3. <https://www.fordlibrarymuseum.gov/sites/default/files/pdf_documents/library/document/0039/1534682.pdf>

(26) Melnick, *op.cit.*(7), p.94.

(27) Congressional Record-Senate, vol.120 Part 12, May 20, 1974, pp.15322-15323. <<https://www.congress.gov/93/crecb/1974/05/20/GPO-CRECB-1974-pt12-1-1.pdf>>

るよう連邦保健教育福祉省（当時）⁽²⁸⁾に命じる内容の法律が制定された⁽²⁹⁾。この経緯を経て、上述の1975年規則が制定され、その中にスポーツ競技についても規定が置かれることになった。さらに、その後1979年、連邦保健教育福祉省により「政策解釈（以下「1979年政策解釈」という。）」⁽³⁰⁾が公表され、1975年規則中のスポーツ競技規定についての同省の解釈や運用の明確化が図られた⁽³¹⁾。

なお、1984年、連邦最高裁判所は、タイトル9の規制対象について、連邦政府資金を受給するプログラム等を有する学校全体ではなく、資金受給の恩恵を受けるプログラム等自体に限定されるとの判断を示した⁽³²⁾。学校のスポーツ競技自体は通常連邦政府の資金を受給しておらず、この判決を受けて、当時、スポーツ競技はタイトル9の規制外に置かれることになった。しかし、その後1988年、連邦政府の資金受給をしている場合に学校全体が規制対象となることを明確にする法律⁽³³⁾が制定されたことにより、タイトル9のスポーツ競技への適用は復活している⁽³⁴⁾。

(2) 内容

1975年規則は、学校のスポーツ競技（大学対抗スポーツに限らず、ハイスクール以下の校外対抗競技、校内競技等を含む。）における性差別を禁じた上で、競技の公正性や安全性の観点から一定の条件の下、男女別競技を認めている。また、男女に等しい機会を提供することを学校に義務付けている。さらに、1979年政策解釈によって主に大学対抗スポーツを念頭に⁽³⁵⁾、学校に求められる要件について、①スポーツ奨学金、②便益と機会の平等、③「関心と能力」の充足の観点から詳細化、明確化が図られている。

(i) 男女別競技

競技スキルに基づく場合又は身体接触を伴うスポーツ（ボクシング、レスリング、ラグビー、アイスホッケー、フットボール、バスケットボールその他）である場合については、男女別のチームを設けることが認められている。当該校が一方の性別のみに特定のスポーツを提供しており、他方の性別の競技機会が従来制限されている場合において、それが身体接触を伴うスポー

(28) 現在の連邦教育省は、カーター（James Carter）政権（1977 - 1981. 民主党）下の1979年に制定された教育省組織法（Department of Education Organization Act, P.L. 96-88, October 17, 1979）に基づき、連邦保健教育福祉省から独立して設置された。

(29) “Education amendments of 1974, Conference Report To accompany H.R.69,” 93rd Congress, 2nd Session, S.Rpt. 1026, July 22, 1974, pp.139, 208; Section 844 of Education Amendments of 1974, P.L. 93-380, August 21, 1974 (20 U.S.C. 1681 note); Melnick, *op.cit.*(7), p.94.

(30) Department of Health, Education, and Welfare Office for Civil Rights Office of the Secretary, “Title IX of the Education Amendments of 1972; a Policy Interpretation; Title IX and Intercollegiate Athletics,” *Federal Register*, vol.44 no.239, December 11, 1979, pp.71413-71423. <https://archives.federalregister.gov/issue_slice/1979/12/11/71408-71423.pdf#page=6>

(31) 連邦教育省からはその後も更に明確化を図る複数のガイダンス文書が発出されてきたが、1979年政策解釈は現在も有効である。“Policy Guidance.” U.S. Department of Education Website <<https://www.ed.gov/laws-and-policy/education-policy/policy-guidance>>

(32) *Grove City Coll. v. Bell*, 465 U.S. 555 (1984).

(33) Section 3(a) of Civil Rights Restoration Act of 1987, P.L. 100-259, March 22, 1988 (20 U.S.C. 1687). レーガン（Ronald Reagan）大統領（1981 - 1989. 共和党）は同法案に拒否権を行使したが、連邦議会が再可決し成立した。

(34) Melnick, *op.cit.*(7), pp.101-102.

(35) 1979年政策解釈は、大学対抗スポーツについてタイトル9の遵守要件を示すものであるが、同政策解釈の一般原則は、ハイスクール以下の校外対抗競技や校内競技にも適用される場合が少なくないとされている。Department of Health, Education, and Welfare Office for Civil Rights Office of the Secretary, *op.cit.*(30), p.71413.

ツでないときは、除外された性別の学生にトライアウト（入団テスト）が認められなければならない⁽³⁶⁾。

（ii）スポーツ奨学金

1975 年規則は、スポーツ奨学金の供与について、大学対抗スポーツ（又はハイスクール以下の校外対抗競技）への男女の参加人数に比例して、各性別の者にその給付に関しての合理的な機会が提供されなければならないとしている⁽³⁷⁾。これについて、1979 年政策解釈は、男女に対するスポーツ奨学金の総額が男女の競技参加率に実質的に比例したものとなるよう求めている⁽³⁸⁾。

（iii）平等の便益と機会

1975 年規則は、学校に対し、男女に等しい機会（競技種目と競技水準が「関心と能力」を充足するものであること（iv）を参照）、装備、試合・練習スケジュール、旅費・日当、指導、施設・サービス、広報等）を提供することを求めている⁽³⁹⁾。これについて、1979 年政策解釈は、平等であるかの審査においては、男女に提供される便益、機会や処遇の利用等のしやすさ、質及び種類を比較するとし、比較された要素が実質的に同等となるよう求めている⁽⁴⁰⁾。

（iv）「関心と能力」の充足

前述のとおり、1975 年規則は、男女への等しい機会の提供に関し、提供される競技種目と競技水準が男女の関心と能力を充足しているかについても問題としている。1979 年政策解釈はこの点が遵守されているかの審査において、次の 3 部構成の基準（Three-Part Test として知られている。）を用いるとしている。①大学対抗スポーツの男女の参加機会が学生数の男女比と実質的に比例していること、これを満たしていない場合、②参加機会が不十分である性別の関心と能力に対応した、競技プログラム拡大の歴史・継続を示すことができること、これらを満たしていない場合、③参加機会が不十分である性別の関心と能力が現行の競技プログラムにより十分かつ実質的に充足されていることを実証すること⁽⁴¹⁾。

この 3 部構成の基準は、スポーツ競技に関するタイトル 9 の規制の中でも特に重要な役割を果たすようになった。また、その中の実質的な比例の基準（①）は、これを満たすことにより法令遵守が担保されるセーフ・ハーバーともみなされるようになった⁽⁴²⁾。連邦裁判所もこれらの基準を用いた関係事件の審査を行ってきた⁽⁴³⁾。このような、参加機会が従来不十分であった性別（すなわち女子）の参加増を要請する規制に大学が対応したことなどの結果、1981 - 1982 学年度と 1998 - 1999 学年度の間に大学対抗スポーツに参加する女子競技者数（90,000 名から 163,000 名）及び女子チーム数（5,695 チームから 9,479 チーム）は大幅に増加し、チーム

⁽³⁶⁾ 34 CFR 106.41(b).

⁽³⁷⁾ 34 CFR 106.37(c).

⁽³⁸⁾ Department of Health, Education, and Welfare Office for Civil Rights Office of the Secretary, *op.cit.*(30), p.71415.

⁽³⁹⁾ 34 CFR 106.41(c).

⁽⁴⁰⁾ Department of Health, Education, and Welfare Office for Civil Rights Office of the Secretary, *op.cit.*(30), p.71415.

⁽⁴¹⁾ *ibid.*, pp.71417-71418; Melnick, *op.cit.*(7), pp.98-100.

⁽⁴²⁾ Melnick, *ibid.*, pp.117-119.

⁽⁴³⁾ *ibid.*, pp.110-117.

数においてはこの間の増加数が36チームにとどまった男子チーム数を上回ることになった⁽⁴⁴⁾。

3 初等中等教育における男女別学と2006年規則

(1) 経緯

既述のとおり、ハイスクール段階までの初等中等教育の学校は、連邦政府の資金を受給している場合であっても、入学に関してはタイトル9の規制の対象外である。したがって、公立学校（通常何らかの連邦政府資金を受給している。）を含め、男子校又は女子校の設置が認められている。これに対し、男女共学をとる学校内に男女別クラスを設置することができるかについては、タイトル9の中に言及がない。1975年規則においては、体育の授業における特定の場合等に限定して男女別の授業が認められてきた。

2002年、ブッシュ（George W. Bush）政権（2001 - 2009. 共和党）下で、初等中等教育法⁽⁴⁵⁾を再授権・改正する法律（NCLB法⁽⁴⁶⁾）が制定された。NCLB法は、スタンダード（教育課程の基準）に基づく学力向上のための教育改革を強力に推し進めたことにより著名な法律であるが⁽⁴⁷⁾、同法には、連邦資金を男女別の学校や男女別のクラスを提供する革新的支援プログラムに使用することを認める条項⁽⁴⁸⁾が含まれていた。また、連邦教育省にこの条項を実施するためのガイドラインの発出を求めていた⁽⁴⁹⁾。

これを受けて、2002年、連邦教育省は、タイトル9の下での男女別学に関するガイドライン⁽⁵⁰⁾を発出するとともに、男女別学に関しタイトル9規則の改正を提案する意図を通知⁽⁵¹⁾した。同省はこの通知において、生徒の学習成果を改善し親の選択肢を広げるため男女別学に関する学校の裁量を拡大する改正を行うこと、この際、性別に関する時代遅れの固定観念に基づかないようにすること等を説明している。この後、2004年に規則案⁽⁵²⁾が、2006年に最終規則（以

(44) 同じ期間に男子競技者数は220,000名から232,000名に、男子チーム数は9,113チームから9,149チームに増加した。United States General Accounting Office, "Intercollegiate Athletics: Four-Year Colleges' Experiences Adding and Discontinuing Teams," *Report to Congressional Requesters*, GAO-01-297, March 2001, pp.7-14. <<https://www.gao.gov/assets/gao-01-297.pdf>>; Melnick, *ibid.*, p.119.

(45) Elementary and Secondary Education Act of 1965, P.L. 89-10, April 11, 1965 (20 U.S.C. 6301 et seq.).

(46) No Child Left Behind Act of 2001, P.L. 107-110, January 8, 2002.

(47) ローラーミカ「アメリカ初等中等教育法の改正—教育における連邦の役割—」『レファレンス』790号, 2016.11, pp.58-60. <<https://doi.org/10.11501/10218783>>

(48) Section 5131(a)(23) of No Child Left Behind Act of 2001.

(49) Section 5131(c) of No Child Left Behind Act of 2001. 提案者ハッチソン（Kay Bailey Hutchison）上院議員（共和党、テキサス州）（当時）とともにこれらの条項を共同提案したクリントン（Hillary Rodham Clinton）上院議員（民主党、ニューヨーク州）（当時）は、公立学校における学校選択の拡大を支持するとし、公立学校において男女別学という選択肢を提供することに何らの障害もあるべきではないこと、男女別学は学習成果改善に役立ち得ることなどについて議場で発言した。Congressional Record-Senate, vol.147 no.78, June 7, 2001, pp.S5943-S5944. <<https://www.congress.gov/107/crec/2001/06/07/CREC-2001-06-07-pt1-PgS5907-9.pdf>>; David S. Cohen, "No Boy Left Behind? Single-Sex Education and the Essentialist Myth of Masculinity," *Indiana Law Journal*, vol.84 no.1, Winter 2009, p.149. <<https://www.repository.law.indiana.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1085&context=ilj>>

(50) Department of Education Office for Civil Rights, "Single-Sex Classes and Schools: Guidelines on Title IX Requirements," *Federal Register*, vol.67 no.89, May 8, 2002, pp.31102-31103. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2002-05-08/pdf/02-11477.pdf>>

(51) Department of Education Office for Civil Rights, "Nondiscrimination on the Basis of Sex in Education Programs or Activities Receiving Federal Financial Assistance," *Federal Register*, vol.67 no.89, May 8, 2002, pp.31098-31099. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2002-05-08/pdf/02-11476.pdf>>

(52) Department of Education Office for Civil Rights, "Nondiscrimination on the Basis of Sex in Education Programs or Activities Receiving Federal Financial Assistance," *Federal Register*, vol.69 no.46, March 9, 2004, pp.11276-11285. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2004-03-09/pdf/04-5156.pdf>>

下「2006年規則」という。)⁽⁵³⁾が公表された(同年11月24日施行)。

(2) 2006年規則の内容

従来男女別クラスの設置が大きく制限されてきたところ、2006年規則により、学校(初等中等教育段階の共学校(公立・私立とも。ただし、職業教育を除く。))が男女別クラス⁽⁵⁴⁾を設置する裁量が拡大された⁽⁵⁵⁾。

具体的には、男女別クラスは、① a. 多様な教育機会を提供して、学業成績の向上を図るための、又は b. 生徒の特定の教育ニーズを満たすための重要な目的に基づいており、② 男女別であるという性質がその目的の達成に実質的に関連している場合に、設置が認められる。男女別クラスへの在籍は完全に自発的なものでなければならない。また、学校は当該科目について実質的に同等な男女共学クラスを設置しなければならない⁽⁵⁶⁾(一方、排除された性別(例えば男子クラスを設置した場合の女子)のための別学クラスの設置は常に必要なわけではないが必要となる場合もある⁽⁵⁷⁾)。男女別クラスが真正な正当性に基づいており、性別に係る過度に広範な一般論に依拠していないこと、また、男女別クラスが重要な目的の達成に実質的に関連していることを立証するため、学校は2年に1回以上の頻度で定期評価を実施しなければならない⁽⁵⁸⁾。

(3) 米国における男女別学の議論と状況

米国の男女別学の議論ではそれが生徒の学力向上に役立つかが重要な論点となってきた。また、学力以外の観点についても、別学推進派・反対派双方から様々な議論が続いている⁽⁵⁹⁾。

男女別学の学校は、主に裕福な家庭の子どもの通う私立学校という形で存続している一方、公立の男女別学校という選択肢の提供は、社会経済的に不利な立場に置かれた子どもの多い都

⁽⁵³⁾ Department of Education Office for Civil Rights, “Nondiscrimination on the Basis of Sex in Education Programs or Activities Receiving Federal Financial Assistance,” *Federal Register*, vol.71 no.206, October 25, 2006, pp.62530-62543. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2006-10-25/pdf/E6-17858.pdf>>

⁽⁵⁴⁾ クラス(授業)又は課外活動。この規則は、課外活動にも適用されるが、既述のスポーツ競技には適用されない。34 CFR 106.34(b)(5)。

⁽⁵⁵⁾ 34 CFR 106.34(b)。なお、男女別学の学校に関し2006年規則は、公立の男子校又は女子校を設置する学区に対し、除外された性別の生徒に実質的に同等な学校(別学校又は共学校)を提供しなければならないことを定めている(従来、同趣旨の規定が置かれてきた。)。34 CFR 106.34(c); Department of Health, Education, and Welfare Office of the Secretary, *op.cit.*(11), p.24141。

⁽⁵⁶⁾ 34 CFR 106.34(b)(1)。

⁽⁵⁷⁾ 34 CFR 106.34(b)(2); Department of Education Office for Civil Rights, *op.cit.*(52), p.11279。

⁽⁵⁸⁾ 34 CFR 106.34(b)(4)。連邦教育省は、2006年規則について説明するに当たり、合衆国憲法の平等保護条項との関係で男女別学を扱った1996年の連邦最高裁判所判決(United States v. Virginia, 518 U.S. 515 (1996))を引用している。同規則では同判決類似の表現が用いられている。Department of Education Office for Civil Rights, *op.cit.*(53), pp.62533-62538。同判決には「性に基づく分類が、少なくとも、重要な政府の目的に資するものであり」「当該差別的手段がそれらの目的と実質的な関連性を有すること」「当該正当化事由は、真正なものであり」「異なる才能、能力、あるいは、男女の選好の違いを過度に一般化したものに依拠してはならない」こと等への言及がある。福井康佐「Chapter2 公教育における男女別学の可能性」大沢秀介・大林啓吾編『アメリカ憲法と公教育』成文堂、2017, p.63。

⁽⁵⁹⁾ Michael McShane, “Single-Sex Education: Putting The Arguments On The Table,” *Forbes*, Oct 13, 2023. <<https://www.forbes.com/sites/mikemcshane/2023/10/13/single-sex-education-putting-the-arguments-on-the-table/>>; “Single-Sex Education: The Connecticut Context: Technical Report,” State Education Resource Center, 2013, pp.10-12. <<https://ctserc.org/news/2013-2000/single-sex-education-the-connecticut-context/>>; Katherine Cumings Mansfield, “The Growth of Single-Sex Schools: Federal Policy Meets Local Needs and Interests,” *Education Policy Analysis Archives*, vol.21 no.78, December 2013, p.5. <<https://files.eric.ed.gov/fulltext/EJ1018889.pdf>>

市部などにおいて試みられているという指摘がある⁽⁶⁰⁾。教育誌エデュケーションウィークは2017年、過去10年間に大都市の幾つかが、非白人生徒の学力と社会情動的（非認知的）スキルを向上させるために新たに公立男子校を開設したこと、公立男子校・女子校は全米に283校あること（2014 - 2015学年度。内訳は、男子校170校、女子校113校。生徒数では男女が逆転し、男子1万7000人、女子2万1000人超）、これらに在籍する生徒は圧倒的に黒人とラテン系が多く、貧困世帯の割合が高いこと（全国の学校における割合と比べ1.5倍）等、同誌リサーチセンターによる分析調査結果を報じている⁽⁶¹⁾。

Ⅱ 近年の動向①：学校における性的嫌がらせ・性的暴力とタイトル9

タイトル9の法文の中に学校における教職員による又は生徒間の性的嫌がらせ・性的暴力（以下「セクハラ」という。）に関する直接の言及はない。しかし、連邦教育省や連邦最高裁判所により、学校におけるセクハラに関してもタイトル9の下で学校に責任が生じる場合があることが認められてきた。連邦教育省は従来、ガイダンス文書や通知等により指針を示してきたが、2020年5月、第1次トランプ政権（2017 - 2021）下において、初めて法的強制力のある規則が制定された。続くバイデン政権は、2024年4月、これに代わるものとして新たな規則を制定した（同規則に反対して起こされた訴訟については第IV章参照）。

1 従来の政権による指針文書

(1) クリントン政権下のガイダンス文書

連邦教育省は、従来特定の状況下での学校におけるセクハラについて学校がタイトル9の下で責任を問われる可能性があるとしており、クリントン（William J. Clinton）政権（1993 - 2001. 民主党）下の1997年に学校におけるセクハラに関しガイダンス文書（以下「1997年ガイダンス」という。）⁽⁶²⁾を発出した。1997年ガイダンスの発出後、学校でのセクハラに関するタイトル9に係る私的訴訟⁽⁶³⁾2件について連邦最高裁判所判決が相次いで出された（教員による生徒に対するわいせつ行為の事案である1998年のGebser判決⁽⁶⁴⁾及び同級生からの卑わいな言動の事案に関する1999年のDavis判決⁽⁶⁵⁾）。この中で連邦最高裁判所は、こうした訴訟において学校に責任を課す場合の厳格な基準を示すとともに（学校は「現実認識」していたにもかかわらず「意図的に無関心」であった場合に責任を負う。さらに、生徒間のセクハラについ

(60) Mansfield, *ibid.*, p.4; Erin E. Buzuvis, “Chapter 20 Sex Discrimination and the Transformation of U.S. Education,” Kristine L. Bowman, ed., *The Oxford Handbook of U.S. Education Law*, New York: Oxford University Press, 2021, p.372.

(61) Corey Mitchell et al., “Single-Gender Public Schools in 5 Charts,” *Education Week* (online), November 2, 2017. エデュケーションウィーク誌は、連邦教育省のデータからは男女別学の公立学校は1,000校以上あることが示唆されるが、同誌の分析においては少年司法施設、非伝統的教育機関や特別支援教育学校等を除外したと説明している。

(62) Department of Education Office for Civil Rights, “Sexual Harassment Guidance: Harassment of Students by School Employees, Other Students, or Third Parties,” *Federal Register*, vol.62 no.49, March 13, 1997, pp.12034-12051. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-1997-03-13/pdf/97-6373.pdf>>

(63) タイトル9の執行については、タイトル9に明記はされていないものの同法の下で私人が金銭賠償などの訴えを連邦裁判所に起こすことが認められている（Cannon v. University of Chicago, 441 U.S. 677 (1979); Franklin v. Gwinnett County Public Schools, 503 U.S. 60 (1992)）。Cole and Back, *op.cit.*(5), pp.3-4. なお、行政によるタイトル9の執行については後掲注(63)を参照。

(64) Gebser v. Lago Vista Independent School District, 524 U.S. 274 (1998).

(65) Davis v. Monroe County Board of Education, 526 U.S. 629 (1999).

ては、「現実の認識」「意図的な無関心」に加え、セクハラが「非常に深刻で、まん延していて、かつ客観的にみて不快である」こと等を判断の基準とした。)、裁判所の用いる基準は行政が法令の実施のために用いる要件とは異なるものであることにも言及した⁽⁶⁶⁾。2001年、連邦教育省は、連邦最高裁判所の示した基準と同省が学校に求めるタイトル9の下での責任の要件は同じではないことを確認するとともに、1997年ガイダンスの内容を基本的に踏襲した改定文書(以下「2001年ガイダンス」という。)⁽⁶⁷⁾を公表した。

クリントン政権下のガイダンス文書は、セクハラを性的な性質を有する歓迎されない行為であるとして、①対価型セクハラ(セクハラに対する生徒の服従が教員等による教育上の決定や恩恵の条件となっているもの)と②それ以外のもの(敵対環境型セクハラ)に区分した。教員等によるセクハラは、対価型、敵対環境型いずれもあり得る一方、生徒間のセクハラは通常敵対環境型に当たることになる⁽⁶⁸⁾。そして、教員等によるセクハラについては一定の場合(対価型セクハラの場合。敵対環境型セクハラであっても教員等の業務責任に係る状況で発生した場合)、学校は、セクハラを認識していたか否かによらず責任を負うものとした。他方、これ以外の場合(生徒間のセクハラを含む。)については、責任のある被用者がセクハラを認識していた又はしているべきであったとき、学校は迅速かつ効果的な是正措置を採る責任があるものとされた⁽⁶⁹⁾。

(2) オバマ政権下の通知

オバマ(Barack Obama)政権(2009 - 2017. 民主党)は、大学キャンパスでの学生間の性的暴力問題に対し精力的に取り組んだ⁽⁷⁰⁾。2011年、連邦教育省は2001年ガイダンスを補完する通知(以下「2011年通知」という。)⁽⁷¹⁾を発出し、セクハラには性的暴力が含まれることを明確にするとともに⁽⁷²⁾、学生の間で行われるセクハラに焦点を当ててタイトル9の下で大学が負う責任を示した。2011年通知は、大学が実施するセクハラの苦情処理手続における立証の基準について、より高い立証を要求する「明白かつ確信を抱くに足る基準」⁽⁷³⁾ではなく、「証拠の優越の基準」⁽⁷⁴⁾(50%を超える確からしさ)によるものとした⁽⁷⁵⁾。また、トラウマの再現となることを避ける等被害者保護の観点から、聴聞において反対尋問を実施することは望ましくないことなどが強調された⁽⁷⁶⁾。2014年には2011年通知を補足し、明確化を図るための質疑

(66) Gebser, 524 U.S. at 291-292.

(67) Department of Education Office for Civil Rights, "Revised Sexual Harassment Guidance: Harassment of Students by School Employees, Other Students, or Third Parties," *Federal Register*, vol.66 no.13, January 19, 2001, p.5512. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2001-01-19/pdf/01-1606.pdf>>; U.S. Department of Education Office for Civil Rights, "Revised Sexual Harassment Guidance: Harassment of Students by School Employees, Other Students, or Third Parties [Rescinded]," January 2001. <<https://www.ed.gov/media/document/shguidepdf>> 2001年ガイダンスは、クリントン政権終了直前の2001年1月19日に公表された。

(68) U.S. Department of Education Office for Civil Rights, *ibid.*, pp.2, 5.

(69) *ibid.*, pp.10-14.

(70) Melnick, *op.cit.*(7), pp.197-222.

(71) U.S. Department of Education Office for Civil Rights, "[Dear Colleague Letter [rescinded]]," April 4, 2011. <<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/letters/colleague-201104.pdf>>

(72) *ibid.*, p.3.

(73) clear and convincing standard.

(74) preponderance of the evidence standard.

(75) U.S. Department of Education Office for Civil Rights, *op.cit.*(71), pp.10-11.

(76) *ibid.*, p.12.

応答文書（2014年Q&A）⁽⁷⁷⁾も発出された。

2 第1次トランプ政権による規則制定

(1) 背景と経緯

オバマ政権下の2011年通知と2014年Q&Aは、セクハラ被害者の救済を強調するものであったため、被疑者となった学生に対する手続保障の観点から懸念を示す指摘も出ていた⁽⁷⁸⁾。公正な手続が与えられないまま退学、停学処分等が行われたとして被疑学生が連邦裁判所に訴えた複数の事案で大学側が敗訴し、又は和解が成立する状況も生じるようになった⁽⁷⁹⁾。

他方、初等中等教育段階の学校における教員等による生徒に対するわいせつ行為等が社会問題化しており、第1次トランプ政権下の連邦教育省は、初等中等教育におけるタイトル9の執行強化に取り組むことになった⁽⁸⁰⁾。

連邦教育省は、2017年半ばにはセクハラに関するタイトル9の規制の在り方の検討を開始し、2018年11月、規則案が連邦官報に公表された⁽⁸¹⁾。パブリックコメントを受けて修正が行われ、2020年5月19日、最終規則（以下「2020年規則」という。）が連邦官報に掲載された（同年8月14日施行）⁽⁸²⁾。

(2) 2020年規則の内容

2020年規則は、タイトル9の下でセクハラに対応する学校の責務と詳細な苦情処理手続について定めている。学校が実施すべき被害者に対する支援措置が規定される一方、被疑者の権利保障も重視されている。また、初等中等教育についての特別な扱いも定められた。

(i) セクハラの変義

セクハラとは、性別に基づく行為であり、①歓迎されない性的行為への参加が教員等により、学校からの支援、恩恵、便益提供の条件とされている場合、②非常に深刻で、まん延しており、かつ客観的に不快であるため、学校のプログラムや活動への公平なアクセスが否定されていると通常人であれば判断する歓迎されない行為、③強制わいせつ、デート・バイオレンス、ドメスティック・バイオレンス又はストーキング、のうち1つ以上に当たるものとされた⁽⁸³⁾。①は従来ガイダンス文書の対価型セクハラ、②は敵対環境型セクハラに当たるものである。一方、③の類型は、以前のガイダンス文書にはなく、2020年規則により新たに設けられた。

(77) U.S. Department of Education Office for Civil Rights, “Questions and Answers on Title IX and Sexual Violence [Rescinded],” April 29, 2014. <<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/qa-201404-title-ix.pdf>>

(78) Melnick, *op.cit.*(7), pp.155-157.

(79) Paul Basken, “Legal defeats trigger fresh look at US sexual misconduct rules,” *Times Higher Education*, January 11, 2020. 特に公立大学はデュープロセス条項（合衆国憲法修正第14条）が適用される州の行為者（state actors）に当たり、退学等懲戒処分の対象となった公立大学の学生は、タイトル9に関連して行われた大学による懲戒手続が憲法違反であると訴えていた。Cole and Back, *op.cit.*(5), pp.32-35.

(80) ローラーミカ「教員のわいせつ行為と学校でのセクハラ—アメリカの新しい連邦規則—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1115号, 2020.10.6, pp.5-7. <<https://doi.org/10.11501/11547391>>

(81) Department of Education Office for Civil Rights, “Nondiscrimination on the Basis of Sex in Education Programs or Activities Receiving Federal Financial Assistance,” *Federal Register*, vol.83 no.230, November 29, 2018, pp.61462-61499. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2018-11-29/pdf/2018-25314.pdf>>

(82) Department of Education Office for Civil Rights, “Nondiscrimination on the Basis of Sex in Education Programs or Activities Receiving Federal Financial Assistance,” *Federal Register*, vol.85 no.97, May 19, 2020, pp.30026-30579. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-05-19/pdf/2020-10512.pdf>>

(83) 34 CFR 106.30(a).

(ii) 学校の責務

セクハラについて「現実の認識」のある学校は、迅速に、意図的に無関心でない態様で対応する義務を負う。被害者に対しては支援措置の提供（カウンセリング、締切り延長等履修関係の調整、授業スケジュールの変更、学内エスコート・サービス、被疑者との接触制限、キャンパス内特定区域のセキュリティと監視の強化など）、被疑者の懲戒処分等に先立っては苦情処理手続が実施されなければならない⁽⁸⁴⁾。

(iii) 苦情処理手続における手続保障

問題が指摘されていた手続保障については、聴聞（ライブヒアリング。反対尋問を含む。）の実施が必須とされている（後述する初等中等教育段階を除く。）。一方で、被害者保護の観点に対応し、当事者本人ではなく、助言者（アドバイザー）が反対尋問を行うこと等が定められた⁽⁸⁵⁾。また、2011 年通知で「証拠の優越の基準」によるとされていた立証の基準については、「証拠の優越の基準」又はより高い立証を求める「明白かつ確信を抱くに足る基準」を使用できるとされている⁽⁸⁶⁾。さらに、従来、裁定者がタイトル 9 コーディネーター⁽⁸⁷⁾や調査者と同じの者であることが認められていた点について⁽⁸⁸⁾、裁定者がこれらの者であってはならないことも定められた⁽⁸⁹⁾。

(iv) 初等中等教育の特例

初等中等教育段階については、いずれの被用者による認知も「現実の認識」となり、学校はセクハラに対応する責任を負う（大学については、各大学のタイトル 9 コーディネーター又は是正措置を採る権限のある者による認知に限られる。）⁽⁹⁰⁾。また、初等中等教育段階において聴聞は必須ではない⁽⁹¹⁾。

3 バイデン政権による規則制定

(1) 経緯

学校におけるセクハラに関する苦情処理手続について初めて法定化した 2020 年規則に対しては主要メディアの中にも好意的に評価する論調も見られた。一方、オバマ政権下で性的暴力対策の中心的推進者の 1 人であったバイデン前副大統領（当時）を始めとする民主党関係者や被害者支援団体等からは、同規則が性的暴力等を容認しかねないなどとする批判の声が上がっていた⁽⁹²⁾。

⁽⁸⁴⁾ 34 CFR 106.44(a); 106.30; 106.45.

⁽⁸⁵⁾ 34 CFR 106.45(b)(6)(i).

⁽⁸⁶⁾ また、学生に対して用いる立証の基準は、教職員等に用いるものと同じ基準でなければならないとしている。34 CFR 106.45(b)(1)(vii).

⁽⁸⁷⁾ 各学校はタイトル 9 の責任を果たす取組の調整のため、少なくとも 1 人、タイトル 9 コーディネーターを任命することとされている。34 CFR 106.8(a).

⁽⁸⁸⁾ Melnick, *op.cit.*(7), p.155.

⁽⁸⁹⁾ 34 CFR 106.45(b)(7)(i).

⁽⁹⁰⁾ 34 CFR 106.30(a).

⁽⁹¹⁾ 34 CFR 106.45(b)(6)(ii).

⁽⁹²⁾ Erica L. Green, “DeVos’s Rules Bolster Rights of Students Accused of Sexual Misconduct,” *New York Times*, Late Edition (East Coast), May 7, 2020; Robert Shibley, “A Victory for Campus Justice: The Education Department’s new Title IX rule will make university kangaroo courts a thing of the past,” *Wall Street Journal* (online), May 6, 2020.

2021年に成立したバイデン政権下の連邦教育省は、第1次トランプ政権下で制定された2020年規則に代わる規則の制定を進めた。この規則案は、次章で取り上げる性自認等に関しタイトル9規則を改正する内容と併せ、2022年7月に公表された⁽⁹³⁾。2024年4月19日、最終規則（以下「2024年規則」という。）が公表され⁽⁹⁴⁾、同月29日に連邦官報に掲載された（同年8月1日施行）⁽⁹⁵⁾。後述するように、2025年1月、連邦地方裁判所は、2024年規則を無効とする判決を下した（第IV章第1節参照）。

（2）2024年規則の内容（セクハラ関係部分）

（i）概観

2024年規則は、2020年規則の関連条項を置き換えるなど相当規模の内容を含んでいる。しかしながら、2020年規則の基本的な内容は、一定の修正を受けたものの、2024年規則において実質的には維持されたと見ることができる部分が多い。このため、頻繁な規則変更にもかかわらず、2020年規則に対応済の学校は、新しい規則にも容易に対処できるであろうと指摘されていた⁽⁹⁶⁾。

2024年規則制定に当たり連邦教育省は、2020年規則制定時にこれに反対する側から主張されていた、2020年規則が被疑者を不当に保護し、性的暴力等を容認するものであるといった議論を正面からは行わなかった。代わって同省は、2024年規則について、2020年規則の主要規定を強化するとともに、学校の規模等に応じた裁量と柔軟性を苦情処理手続に導入するものである等と説明した⁽⁹⁷⁾。こうした学校の裁量の拡大については、小規模校等の負担軽減や効率化等のために手続保障を危うくするものであるとの懸念の声も出された⁽⁹⁸⁾。

⁽⁹³⁾ Department of Education Office for Civil Rights, “Nondiscrimination on the Basis of Sex in Education Programs or Activities Receiving Federal Financial Assistance,” *Federal Register*, vol.87 no.132, July 12, 2022, pp.41390-41579. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-07-12/pdf/2022-13734.pdf>>

⁽⁹⁴⁾ U.S. Department of Education, “U.S. Department of Education Releases Final Title IX Regulations, Providing Vital Protections Against Sex Discrimination,” April 19, 2024. (Internet Archive Wayback Machine により保存されたページ) <<https://web.archive.org/web/20240926103953/https://www.ed.gov/about/news/press-release/us-department-of-education-releases-final-title-ix-regulations-providing>>

⁽⁹⁵⁾ Department of Education Office for Civil Rights, “Nondiscrimination on the Basis of Sex in Education Programs or Activities Receiving Federal Financial Assistance,” *Federal Register*, vol.89 no.83, April 29, 2024, pp.33474-33896. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-04-29/pdf/2024-07915.pdf>> なお、2024年規則には、本文で取り上げる内容のほか、従来規則にもあった妊娠及び関連の状況等に基づく差別を禁止する規定を強化する内容等が含まれている。Jared P. Cole and Adam K. Edgerton, “Education Department Updates Title IX Regulations: Protections for Pregnant Students and Employees,” *CRS In Focus*, IF12752, September 3, 2024. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF12752>>

⁽⁹⁶⁾ Janilyn Daub et al., “United States: The Title IX Pendulum Swings Again: Practical Applications For University Policies And Procedures For Summer 2024,” *Mondaq Business Briefing*, May 9, 2024; Robert Kim, “Title IX and the SCOTUS power grab,” *Phi Delta Kappan*, vol.106 no.1, September 2024, p.54. <<https://journals.sagepub.com/doi/pdf/10.1177/00317217241282201>>

⁽⁹⁷⁾ [U.S. Department of Education], “FACT SHEET: U.S. Department of Education’s 2024 Title IX Final Rule Overview,” [April 19, 2024], pp.1, 3. (Internet Archive Wayback Machine により保存されたページ) <<https://web.archive.org/web/20250123161030/https://www.ed.gov/media/document/t9-final-rule-factsheet>>

⁽⁹⁸⁾ T. Markus Funk and Ella Uhde, “New Title IX Regs Radically Revamp Campus Disciplinary Proceedings – But Is Due Process the First Casualty?” *Stanford Law and Policy Review Online*, vol.35, May 2024, pp.41, 44-45, 60-61. <<https://law.stanford.edu/wp-content/uploads/2024/05/New-Title-IX-Regs-Radically-Revamp-Campus-Disciplinary-Proceedings-But-is-Due-Process-the-First-Casualty.pdf>>; Kate Hidalgo Bellows and Sarah Brown, “Another Title IX Makeover,” *Chronicle of Higher Education*, vol.70 no.18, May 10, 2024, p.8.

(ii) 2020 年規則からの主な変更点

2024 年規則は、2020 年規則が苦情処理手続をセクハラに対する手続と位置付けていた構成を変更し、性別に基づく差別全般に関する苦情処理手続とした⁽⁹⁹⁾。さらに、大学におけるセクハラについては、この全般的な苦情処理手続規定に追加の手続を設ける形で規定が置かれた⁽¹⁰⁰⁾。

内容面での主な変更点としては、まず、セクハラに該当する行為について、2020 年規則の 3 類型は基本的に維持しながら、敵対環境型セクハラの新定義に変更が行われた（新しい定義では、状況の全体性に基づいて、主観的及び客観的に不快であり、非常に深刻又はまん延しているために生徒が教育プログラム又は活動に参加し又は恩恵を受けることを制限又は否定する、歓迎されない性別に基づく行為のこととされた。）。この変更の結果、当該類型の該当性判断が従来より幾らか緩やかになると指摘されている⁽¹⁰¹⁾。手続保障に関しては、裁定者がタイトル 9 コーディネーターや調査者と同一であることが許容された⁽¹⁰²⁾。また、立証の基準について、比較可能な（性別に基づく差別に限らない。）全手続において「明白かつ確信を抱くに足る基準」を採用している場合を除き、「証拠の優越の基準」によらなければならないと規定された⁽¹⁰³⁾。大学におけるセクハラに関する聴聞（及びそれに伴う反対尋問）については、実施することができるという規定に変わり、要件ではなくなった⁽¹⁰⁴⁾。

Ⅲ 近年の動向②：トランスジェンダーをめぐる議論とタイトル 9

1972 年に制定されたタイトル 9 の中に性自認や性的指向⁽¹⁰⁵⁾に関する言及はない。そこで、近年、タイトル 9 がこれらに基づく差別を禁止しているのかが問題とされるようになった。とりわけ性自認に関し、トランスジェンダーである生徒による学校のトイレ・更衣室の使用やトランスジェンダーアスリートの女子競技参加をめぐって議論がなされている⁽¹⁰⁶⁾。オバマ政権以降の連邦教育省は本件に関し通知の発出等を行ってきた。前章で取り上げたバイデン政権下の 2024 年規則は、セクハラ等苦情処理手続に関する内容と併せ、性自認等に関してもタイトル 9 規則の改定を行うものである。また、特に焦点となっているスポーツ競技については、別途、これらと切り離して規則案が公表された。

1 オバマ政権下の通知

2016 年、オバマ政権下の連邦司法省と連邦教育省は連名の通知（以下「2016 年通知」とい

(99) 34 CFR 106.45. 以下、本節で紹介する 2024 年規則の条文番号は、同規則の記載に従う（前掲注(15)参照）。

(100) 34 CFR 106.46.

(101) 34 CFR 106.2; Jared P. Cole, "Education Department Updates Title IX Regulations: Responding to Sex Discrimination and Harassment at School, *CRS Legal Sidebar*, LSB11200, July 16, 2024, p.4. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/LSB/LSB11200>>; Katherine Brodie et al., "United States: Department Of Education's Title IX Final Rule Published," *Monday Business Briefing*, May 14, 2024.

(102) 34 CFR 106.45(b)(2).

(103) 34 CFR 106.45(h)(1).

(104) 34 CFR 106.46(g).

(105) sexual orientation. 性愛、恋愛がいずれの性別を対象とするかに関する概念であり、異性愛、同性愛、両性愛等がある。"sexual orientation." *Britannica Website* <<https://www.britannica.com/topic/sexual-orientation>> 2024 年規則に定義は置かれていない。

(106) ローラーミカ「トランスジェンダーアスリートと公民権法タイトル 9 をめぐる議論」『レファレンス』845 号, 2021.5. <<https://doi.org/10.11501/11673567>>

う。)⁽¹⁰⁷⁾を発出し、生徒の性自認をタイトル9における性別として取り扱うことを明記した。トランスジェンダーの生徒に対し自認する性を記した身分証明文書の提示を求めることがタイトル9違反となる場合があることなどにも言及した。そして、トイレ・更衣室のような男女別の施設については、トランスジェンダーの生徒には性自認に一致した施設へのアクセスが認められなければならないとした。トランスジェンダーの生徒のスポーツ競技参加については、学校は、トランスジェンダーの生徒と他の生徒の間の差異に関する過度に広範な一般論や固定観念に基づいてはならないとする一方、競技の公正性や安全性への影響に関して、正当な最新の調査研究に基づく医学知識を根拠として、年齢相当の必要に応じた要件を課すことは禁じられていないなどとした⁽¹⁰⁸⁾。

2 第1次トランプ政権の対応

2017年、トランプ政権は、2016年通知に関連した学校のトイレや更衣室の使用をめぐる訴訟が提起されている状況を指摘して同通知の法的な分析が不十分であること、同通知が公開の策定プロセスを経ていないこと等を挙げて、同通知を撤回した⁽¹⁰⁹⁾。

2020年5月、トランプ政権下の連邦教育省は、トランスジェンダーアスリートのハイスクール女子競技会参加を認めている州学校体育連盟の方針がタイトル9に違反しているという（トランスジェンダーではない）女子参加者からの申立てを受けて、文書を発出した。この文書において同省は、生物学上の男子アスリートに女子競技参加を許可したことにより、女子アスリートの上位進出や表彰の機会、大学から評価される機会等が失われ、タイトル9規則に違反したと認定した。そして、同学校体育連盟と州内の学校に対し、速やかにこれを是正するよう求めた⁽¹¹⁰⁾。

3 連邦最高裁判所 Bostock 判決

一方、2020年6月、連邦最高裁判所は、雇用における差別を禁止する1964年公民権法第VII編（以下「タイトル7」という。）⁽¹¹¹⁾に関するBostock判決⁽¹¹²⁾（本件は性的指向・性自認を理由とした解雇の事案である。）において、性差別には性的指向や性自認に基づく差別が含まれる旨を判示した。同判決は、性別に基づく差別をせずに性的指向や性自認に基づく差別をすることはできない（因果関係に関する「なかりせば（but-for）」基準を適用）等としたものであり、タイトル7における性別の意味を判断したものではない（同判決は、性別が男女の生物学的な区別を指すものと「仮定」して議論を進めた。）。また、同判決は、タイトル7以外の法令について判断するものではなく、タイトル7に関してもトイレや更衣室の利用について判断

⁽¹⁰⁷⁾ U.S. Department of Justice Civil Rights Division and U.S. Department of Education Office for Civil Rights, *op.cit.*(10).

⁽¹⁰⁸⁾ *ibid.*, pp.2-3.

⁽¹⁰⁹⁾ U.S. Department of Justice Civil Rights Division and U.S. Department of Education Office for Civil Rights, “Dear Colleague Letter,” February 22, 2017, p.1. <<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/letters/colleague-201702-title-ix.pdf>>

⁽¹¹⁰⁾ U.S. Department of Education Office for Civil Rights, “[Letter of Impending Enforcement Action] [Archived and not for reliance],” May 15, 2020, pp.2-3, 44-45. <<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/investigations/more/01201004-a1.pdf>>

⁽¹¹¹⁾ Title VII of the Civil Rights Act of 1964, P.L. 88-352, July 2, 1964 (42 U.S.C. 2000e et seq.).

⁽¹¹²⁾ Bostock v. Clayton County, 590 U.S. 644 (2020); 奈須祐治「差別禁止法の一断面（2）— Bostock 事件判決における差別禁止事由の拡張解釈をめぐって—」『西南学院大学法学論集』55巻3号, 2023.1, pp.13-26. <<http://repository.seinan-gu.ac.jp/bitstream/handle/123456789/2357/lr-v55n3-p1-26-nas.pdf?sequence=1&isAllowed=y>>

するものではない旨を明確に述べた⁽¹¹³⁾。

この判決を受けた連邦教育省は、上記2020年5月の文書の改訂版を同年8月に発出した。同省は其中で、連邦最高裁判所がBostock判決においてタイトル7以外の法令について判断するものではないと述べていること、同判決は、スポーツ競技に関するタイトル9規則が生物学上の性別に基づく男女別チームについて規定したものであるという同省の見解に影響しないこと等を説明した⁽¹¹⁴⁾。

4 バイデン政権による規則制定

バイデン大統領（当時）は、大統領に就任した2021年1月20日に「性自認又は性的指向に基づく差別の防止及び阻止」に関する大統領令⁽¹¹⁵⁾に署名した。この大統領令は、第1条で子どもがトイレ、更衣室や学校スポーツへのアクセスを拒否されるかもしれないと心配することなく学ぶことができなければならないと述べるとともに、Bostock判決の論旨の下でタイトル9等の法規は、そうでない旨が十分に明確でない限り、性自認又は性的指向に基づく差別を禁止しているとした。同年2月、連邦教育省はトランプ政権下の2020年5月と8月の文書を撤回した⁽¹¹⁶⁾。

前章で述べたとおり、2024年4月、連邦教育省は、セクハラ等に関する規則の改定と併せ、性自認や性的指向に基づく差別がタイトル9の下で禁止される性別に基づく差別であること等を明記した2024年規則を発出した。一方、トランスジェンダーのスポーツ競技参加に関連しては、上記と切り離して規則策定が進められ、2023年4月に規則案が公表された。

(1) 2024年規則の内容（性的指向と性自認関係部分）

(i) 性別に基づく差別の範囲

性別に基づく差別として禁じられる差別に性的指向や性自認に基づく差別が含まれることが規定された⁽¹¹⁷⁾。連邦教育省はこのようにタイトル9を解釈する理由について、性差別には性的指向や性自認に基づく差別が含まれるとした連邦最高裁判所Bostock判決がタイトル7以外の法令について判断を示していないことを認めた上で、タイトル7とタイトル9の法文の類似性などを指摘している⁽¹¹⁸⁾。なお、同判決は、既述のとおり、性別の意味を明らかにしたのではなく、2024年規則においてもタイトル9における性別の意味は定義されていない。

(ii) 学校のトイレ・更衣室の利用等

第I章で整理したようにタイトル9においては、性別に基づき男女を分離したり、異なる処

⁽¹¹³⁾ Bostock, 590 U.S. at 655, 659-662, 681.

⁽¹¹⁴⁾ U.S. Department of Education Office for Civil Rights, “[Revised Letter of Impending Enforcement Action] [Archived and not for reliance],” August 31, 2020, pp.33-36. <<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/investigations/more/01194025-a2.pdf>>

⁽¹¹⁵⁾ Preventing and Combating Discrimination on the Basis of Gender Identity or Sexual Orientation, Executive Order 13988 of January 20, 2021. 同大統領令は、後述するように、第2次トランプ政権初日に撤回された（後掲注⁽¹⁴⁾及び対応する本文参照）。

⁽¹¹⁶⁾ U.S. Department of Education Office for Civil Rights, “[Letter],” February 23, 2021, p.2. <<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/investigations/more/01194025-a5.pdf>>

⁽¹¹⁷⁾ 34 CFR 106.10. 以下、本節で紹介する2024年規則の条文番号は、同規則の記載に従う（前掲注⁽¹⁵⁾参照）。

⁽¹¹⁸⁾ Department of Education Office for Civil Rights, *op.cit.*(95), pp.33806-33808; Jared P. Cole, “Education Department Finalizes New Title IX Regulations: Sexual Orientation and Gender Identity,” *CRS Legal Sidebar*, LSB11175, June 5, 2024, p.3. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/LSB/LSB11175>>

遇をしたりすることが法律自体又は規則により認められている場合がある。スポーツ競技（法律自体に記載はない。）については、1975年規則（同規則は、特定スポーツの性質を考慮した合理的な規定を含む規則を制定するよう命じた1974年の法律を受けて制定された⁽¹¹⁹⁾。）の下で、従来男女別競技が認められてきた。

2024年規則は、タイトル9の法律自体又は規則の下で性別に基づく異なる処遇又は分離が認められている場合において、法律自体により認められているとき⁽¹²⁰⁾と1975年規則により認められたスポーツ競技であるとき⁽¹²¹⁾を除き、人が「最小限を超える危害」⁽¹²²⁾を受けるような方法で性別に基づいて異なる処遇又は分離を行ってはならないと定めた。さらに、ある人の性自認と一致する教育プログラムや活動への参加を妨げるような方針を採用したり、そうした慣行に関与したりすることは、性別に基づき人に最小限を超える危害を受けさせることとなると規定した⁽¹²³⁾。

したがって、具体的には連邦教育省の説明によると、タイトル9の法律自体において異なる処遇や分離が認められている場合（例えば性別に基づく住居の分離⁽¹²⁴⁾）及び法律には規定がないがスポーツ競技については、人が最小限を超える危害を受ける場合であっても、性別に基づく異なる処遇や分離が認められる（スポーツ競技については次の（2）も参照）。他方、トイレや更衣室は、タイトル9の法律自体に明記されたものではなく⁽¹²⁵⁾、性自認と一致するトイレや更衣室へのアクセスを認めないことは、人が最小限を超える危害を受けることとなり、許されない⁽¹²⁶⁾。

（2）スポーツ競技に関する規則案の公表と撤回

連邦教育省は、スポーツ競技に係る関連のタイトル9規則の策定を2024年規則とは別途進め、性自認と一致するチームに参加することを制限したり否定したりする場合の基準に関する規則案を2023年4月に公表した⁽¹²⁷⁾。同規則案は、この基準について、競技種目、競技レベル及び学年又は教育段階ごとに、①重要な教育目的の達成に実質的に関連しているものであり、かつ、②性自認と一致するチームに参加する機会が制限されたり、否定されたりする生徒に対する危害をできる限り減らす⁽¹²⁸⁾ものでなければならなかった⁽¹²⁹⁾。

⁽¹¹⁹⁾ 前掲注29及び対応する本文参照。

⁽¹²⁰⁾ 合衆国法典（20 U.S.C. 1681(a)(1) から (9)）及び対応する規則（34 CFR 106.12 から 106.15）並びに合衆国法典（20 U.S.C. 1686）及び対応する規則（34 CFR 106.32(b)(1)）。

⁽¹²¹⁾ 34 CFR 106.41(b)。

⁽¹²²⁾ more than de minimis harm.

⁽¹²³⁾ 34 CFR 106.31(a)(2)。

⁽¹²⁴⁾ 20 U.S.C. 1686。

⁽¹²⁵⁾ 合衆国法典の住居（living facilities）に関する規定（20 U.S.C. 1686）は、あくまでも住居（規則上では housing）に限定された規定であり、トイレや更衣室に係る規則の根拠規定ではないとされる。Department of Education Office for Civil Rights, *op.cit.*⁽⁹⁵⁾, p.33821.

⁽¹²⁶⁾ *ibid.*, p.33818.

⁽¹²⁷⁾ Department of Education Office for Civil Rights, “Nondiscrimination on the Basis of Sex in Education Programs or Activities Receiving Federal Financial Assistance: Sex-Related Eligibility Criteria for Male and Female Athletic Team,” *Federal Register*, vol.88 no.71, April 13, 2023, pp.22860-22891. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-04-13/pdf/2023-07601.pdf>>

⁽¹²⁸⁾ minimize harms.

⁽¹²⁹⁾ 34 CFR 106.41 に (b)(2) を追加する。連邦教育省は、同規則案の規定ぶりについて、男女別学に関する2006年規則に類似していることに言及し、連邦最高裁判所判決（United States v. Virginia, 518 U.S. 515（前掲注58参照））から知見を得たと説明している。Department of Education Office for Civil Rights, *op.cit.*⁽¹²⁷⁾, pp.22872-22873.

2024 年 12 月、連邦教育省は、この規則案の撤回を通知した⁽¹³⁰⁾。規則案に寄せられた 15 万件を超えるパブリックコメントの中で規則案文が不明確、複雑で学校が対処するのが難しいとの多くの懸念等が示されたこと、また、性自認との関係でタイトル9に係る複数の訴訟が起きている状況（次章参照）に鑑み、撤回を判断したとした。

IV タイトル9を取り巻く状況と課題

1 連邦裁判所による 2024 年規則の差止めと無効化

(1) 経緯

2024 年規則が公表されると全米各地の州や団体からこれに反対する訴訟が提起され、同規則の 2024 年 8 月 1 日施行を差し止めるよう求めた（予備的差止命令の申立て）。複数の連邦地方裁判所・控訴裁判所においてこれが認められ⁽¹³¹⁾、全米 50 州中、26 の州で 2024 年規則全体の施行が差し止められた。また、これらの州以外においても、生徒やその親が訴訟の原告団体に含まれている学校は施行差止めの対象とされた。この状況を受け、連邦教育省は、これらの州や学校については 2020 年規則が有効であるとした⁽¹³²⁾。

その後 2025 年 1 月 9 日、連邦地方裁判所（ケンタッキー東部地区）は、上述の差止命令に沿う形で原告の略式判決の申立てを認め、2024 年規則を無効とする判決⁽¹³³⁾を行った。この判決の結果、2024 年規則の効力は全米において失われた⁽¹³⁴⁾。

⁽¹³⁰⁾ Department of Education Office for Civil Rights, “Nondiscrimination on the Basis of Sex in Education Programs or Activities Receiving Federal Financial Assistance: Sex-Related Eligibility Criteria for Male and Female Athletic Teams; Withdrawal,” *Federal Register*, vol.89 no.247, December 26, 2024, pp.104936-104937. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-12-26/pdf/2024-30921.pdf>>

⁽¹³¹⁾ John W. Borkowski et al., “Title IX Litigation Tracker: Tensions Rise as Litigation Remains Active Between States and the Federal Government Over Title IX Regulations,” Last Updated: August 20, 2024. Husch Blackwell LLP. Website <<https://www.k-12legalinsights.com/2024/08/title-ix-litigation-tracker-tensions-rise-as-litigation-remains-active-between-states-and-the-federal-government-over-title-ix-regulations/#>>; Naaz Modan, “Title IX rule blocked in more than half of states — just as it takes effect,” August 1, 2024. K-12 Dive Website <<https://www.k12dive.com/news/title-ix-rule-blocked-26-states-august-implementation-education-department/723057/>>

⁽¹³²⁾ アラバマ州、アラスカ州、アーカンソー州、フロリダ州、ジョージア州、アイダホ州、インディアナ州、アイオワ州、カンザス州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、ミシシッピ州、ミズーリ州、モンタナ州、ネブラスカ州、ノースダコタ州、オハイオ州、オクラホマ州、サウスカロライナ州、サウスダコタ州、テネシー州、テキサス州、ユタ州、バージニア州、ウェストバージニア州、ワイオミング州の 26 州。U.S. Department of Education Office for Civil Rights, “2024 Title IX Regulations: Pointers for Implementation,” July 2024, [notes added as of July 31, 2024], p.1. <<https://www.ed.gov/sites/ed/files/about/offices/list/ocr/docs/pointers-for-implementation-2024-title-ix-regulations.pdf>>; Mark Walsh, “How Moms for Liberty’s Legal Strategy Has Upended Title IX Rules for Schools,” *Education Week* (online), September 5, 2024. バイデン政権は、差止命令の範囲を狭め、規則の一部を執行し続けるための緊急上訴を連邦最高裁判所に行ったが、2024 年 8 月 16 日、同裁判所はこれを退けた。Department of Education v. Louisiana, 603 U.S. 866 (2024); Mark Walsh, “Supreme Court Leaves Biden’s Title IX Rule Fully Blocked in 26 States,” *Education Week* (online), August 16, 2024.

⁽¹³³⁾ Tennessee v. Cardona, No. 2: 24-072-DCR, 2025 U.S. Dist. LEXIS 6197 (E.D. Ky. January 9, 2025).

⁽¹³⁴⁾ Zach Montague, “Judge Rejects Biden’s Title IX Rules, Scrapping Protections for Trans Students,” *New York Times*, January 9, 2025. 同判決を受けてバイデン政権下の連邦教育省は、同判決に従い 2024 年規則は全米において効力を有しない旨を確認するとともに、第 1 次トランプ政権による 2020 年規則に基づいて、タイトル9規制の説明文書（オンライン・セクハラに関するもの）を発出した。U.S. Department of Education Office for Civil Rights, “Online or Digital Sexual Harassment under the 2020 Title IX Regulations: A Resource for Students, Families, and Educators,” January [14], 2025, p.6. <<https://www.ed.gov/media/document/digital-sexual-harassment-under-2020-title-ix-regulations>>

(2) 訴訟の主な内容

これらの訴訟において原告は主に、2024 年規則により性自認等に基づく差別が性差別に含まれるとされた点について異議を唱えた。そして、これに関する同規則の規定が、タイトル 9 の法文に反し、同法の下での規則制定権限から逸脱していること等を主張して、認められた⁽¹³⁵⁾。例えば、連邦地方裁判所（カンザス地区）の判決の中では、連邦教育省がタイトル 7 に関する連邦最高裁判所 Bostock 判決の論理に依拠して正当性を主張している点について、同判決自体がタイトル 7 以外についてその判断は及ばないと明確に述べていること、タイトル 9 の法文は、例外として性別に基づく複数の異なる取扱いを認めている等タイトル 7 と同じではないこと等が言及された⁽¹³⁶⁾。また、連邦議会のタイトル 9 制定の権限は、タイトル 7 の場合と異なり、合衆国憲法の歳出条項に基づくものであること、連邦最高裁判所により同条項に基づく法律は契約類似の性質を有し、連邦資金供与の条件として受給者に課される内容は明確でなければならないとされているところ⁽¹³⁷⁾、タイトル 9 において性自認等に基づく差別が性差別に含まれることは明確ではないことも指摘された⁽¹³⁸⁾。

苦情処理手続規定の変更に係る内容を含む訴訟もある。連邦地方裁判所（テキサス北部地区）は、2024 年規則において裁定者がタイトル 9 コーディネーターや調査者と同一の者であることが許容されたことや大学におけるセクハラに関する反対尋問を含む聴聞が要件でなくなったこと等について、正当化されないとした⁽¹³⁹⁾。

2 第 2 次トランプ政権の発足とタイトル 9

こうして、とりわけ性自認をめぐる問題について激しい党派的対立が続いている。タイトル 9 が性自認等に基づく差別を禁止しているとする 2024 年規則が公表されたことを受け、大統領選挙戦の最中にあったトランプ前大統領（当時）は、自らが大統領になれば同規則を即日廃止することを言明していた⁽¹⁴⁰⁾。大統領選挙は、2024 年 11 月 5 日に実施され、同氏が勝利した⁽¹⁴¹⁾。2025 年 1 月 20 日に就任したトランプ大統領は、同日、バイデン政権下で発出された性自認や性的指向に基づく差別防止に関する大統領令⁽¹⁴²⁾等を撤回する大統領令を発出した⁽¹⁴³⁾。

トランプ大統領は、就任直後から矢継ぎ早に大統領令を発出している。タイトル 9 に深く関係するものとして、2025 年 1 月 20 日に「ジェンダーイデオロギー過激思想から女性を守り、連邦政府に生物学上の真実を回復する大統領令」（以下「ジェンダー過激思想から女性を守る

⁽¹³⁵⁾ Abigail A. Graber and Jared P. Cole, “Courts Consider Recent Agency Regulations Prohibiting Gender Identity Discrimination Before and After Loper Bright,” *CRS Legal Sidebar*, LSB11220, September 3, 2024, pp.3-4. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/LSB/LSB11220>>

⁽¹³⁶⁾ *Kansas v. United States Department of Education*, No. 24-4041-JWB, 2024 U.S. Dist. LEXIS 116479, at *26-38 (D. Kan. July 2, 2024).

⁽¹³⁷⁾ 合衆国憲法第 1 条第 8 節第 1 項; *Pennhurst State Sch. & Hosp. v. Halderman*, 451 U.S. 1, 17 (1981).

⁽¹³⁸⁾ *Kansas*, 2024 U.S. Dist. LEXIS 116479, at *42-45. また、合衆国憲法修正第 1 条（言論の自由）の違反等も指摘された。 *Id.* at *45-52.

⁽¹³⁹⁾ *Texas v. United States*, No. 2:24-CV-86-Z, 2024 U.S. Dist. LEXIS 121812, at *34-39 (N.D. Tex. July 11, 2024).

⁽¹⁴⁰⁾ ただし、正式な規則制定手続を経て策定された規則を大統領令により廃止することはできないと指摘される。 Mark Walsh, “The Uncertainty Ahead for Title IX and Transgender Students in Trump’s New Term,” *Education Week* (online), November 21, 2024.

⁽¹⁴¹⁾ 「米大統領にトランプ氏 ハリス氏破り返り咲き、132 年ぶり 勝利宣言「再び偉大な国に」」『日本経済新聞』2024.11.7.

⁽¹⁴²⁾ 前掲注⁽¹¹⁵⁾参照。

⁽¹⁴³⁾ Initial Rescissions of Harmful Executive Orders and Actions, Executive Order 14148 of January 20, 2025.

大統領令」という。)⁽¹⁴⁴⁾、さらに同年2月5日に「女子スポーツから男子を排除する大統領令」⁽¹⁴⁵⁾が発出された。なお、連邦教育省は、同年1月31日に通知を発出し（同2月4日改訂）、連邦地方裁判所による2024年規則を無効とする判決（前節参照）及びジェンダー過激思想から女性を守る大統領令に照らし、同省がタイトル9執行に際し依拠する規則が2024年規則ではなく、2020年規則であること、同大統領令が命じるとおり性別とは男性又は女性のいずれかであること等を確認している⁽¹⁴⁶⁾。

(1) ジェンダー過激思想から女性を守る大統領令とタイトル9

標記大統領令は、行政府による連邦法及び政策の解釈と適用において、性別は、男性又は女性いずれかの不変の生物学上の分類を意味するものとしている⁽¹⁴⁷⁾。一方、性自認については、完全に内面的で主観的な自己意識の反映であり、無限の連続性の上に存在し、識別のための意味のある基盤とはならないとしている⁽¹⁴⁸⁾。

そして、同大統領令は、連邦最高裁判所 Bostock 判決の下でタイトル9等に関し性自認に基づく男女別スペースへのアクセスが要請されているとのバイデン政権の主張は法的に正当化できないとして、連邦司法省に対し、これを是正するためのガイダンスを直ちに発出するよう命じている⁽¹⁴⁹⁾。また、同大統領令又はそれに基づき発出される連邦司法省のガイダンスに反する全てのガイダンス文書を各連邦機関が速やかに撤回するものとして、撤回すべき文書の例にバイデン政権下で連邦教育省が作成したタイトル9に関する種々の説明文書を挙げている⁽¹⁵⁰⁾。

(2) 女子スポーツから男子を排除する大統領令とタイトル9

標記大統領令は、女子の安全かつ公正なスポーツ競技の機会を保護するため、女子からこの機会を奪うような教育プログラムに対する連邦政府資金供与を取り消すとともに、より広範に、男子⁽¹⁵¹⁾による女子スポーツ競技参加を阻むための政策を実施するとしている⁽¹⁵²⁾。

具体的には、まず、タイトル9の目的を推進するため、連邦教育省に対し、①2024年規則が効力を生じることのないよう適切な措置を講じること、②女子の競技機会と女子更衣室を保護することにより、タイトル9が規定する平等の機会を提供すること、③タイトル9を執行⁽¹⁵³⁾

⁽¹⁴⁴⁾ Defending Women From Gender Ideology Extremism And Restoring Biological Truth To The Federal Government, Executive Order 14168 of January 20, 2025; 「米新政権、官僚統制を強化 トランプ氏「性別、男女のみ」多様性促進政策を廃止」『日本経済新聞』2025.1.22.

⁽¹⁴⁵⁾ Keeping Men Out of Women's Sports, Executive Order 14201 of February 5, 2025; 「トランスジェンダーの選手 米、女子競技参加を禁止 トランプ氏が大統領令」『日本経済新聞』2025.2.6, 夕刊.

⁽¹⁴⁶⁾ U.S. Department of Education Office for Civil Rights, "[Dear Colleague Letter]," February 4, 2025, pp.1-2. <<https://www.ed.gov/media/document/title-ix-enforcement-directive-dcl>>

⁽¹⁴⁷⁾ Section 2(a) of Executive Order 14168. なお、同大統領令は、同大統領令における性別等の定義について法典化するための法案案文を策定するよう、立法問題担当大統領補佐官に命じている。Section 6 of Executive Order 14168.

⁽¹⁴⁸⁾ Section 2(g) of Executive Order 14168.

⁽¹⁴⁹⁾ Section 3(f) of Executive Order 14168.

⁽¹⁵⁰⁾ Section 7(c) of Executive Order 14168.

⁽¹⁵¹⁾ 同大統領令は、性別について、上述の「ジェンダー過激思想から女性を守る大統領令」の定義を採用する。Section 2 of Executive Order 14201.

⁽¹⁵²⁾ Section 1 of Executive Order 14201.

⁽¹⁵³⁾ タイトル9の執行について、連邦教育省は、タイトル9の自発的な遵守を学校に求め、学校を調査し、問題解決のための対策をとることの合意を学校と締結する等の措置を実施している。同省は、遵守しない学校に対し連邦資金供与の停止や終了の措置をとることも可能である。また、連邦司法省を通し司法手続による執行を図ることも可能である。Melnick, *op.cit.*(7), pp.45-51; Jared P. Cole, "Appellate Courts Divided Over School Employee Discrimination

するに当たり、男子の女子競技参加を認めている学校に対する執行措置を優先的に実施することを義務付けている⁽¹⁵⁴⁾。

なお、同大統領令は、更に連邦国務省等に対し、女子スポーツを性別ではなく性自認に基づくものとしているスポーツ交流プログラム等に対する支援や参加を取り消すこと⁽¹⁵⁵⁾、女子スポーツ参加を希望する男子の入国許可に係る方針を必要に応じ見直すこと⁽¹⁵⁶⁾、また、女子スポーツ競技の参加資格が性自認や男性ホルモン（テストステロン）量の抑制ではなく性別により決定されることが保証されるため、オリンピック競技の運営基準が国際オリンピック委員会により改訂されるよう、適切な措置を講じること等も命じている⁽¹⁵⁷⁾。

3 党派対立と連邦議会の状況

連邦法であるタイトル9における性差別の範囲等については、そもそもは連邦議会が立法措置をとることにより明確化が図られるべきものと考えられよう。しかしながら、性自認等をめぐる米国内の議論は党派対立を反映した激しいものとなっており、理性的な意思疎通の過程を通し合意を形成することは難しい状況にある。

連邦議会の情勢については、2024年の大統領選挙と同日に行われた同議会選挙の結果、現在、上院と下院双方を共和党が掌握している。しかし、いずれの院においても同党は僅差による多数派にとどまっており、上院（共和党 53 議席、民主党 47 議席）において、民主党によるフィリバスター（議事妨害戦術）を阻止するために必要な議席数（60 議席）を有していない。このため、タイトル9関連に限ったことではないが、法案の成立は必ずしも容易ではないと見られている⁽¹⁵⁸⁾。

おわりに

米国において教育は専ら州の権限とされている⁽¹⁵⁹⁾。その一方で、連邦政府も一定の役割を担っており、冷戦下の旧ソ連による人工衛星スプートニク打ち上げの衝撃を受けて制定された1958年国防教育法⁽¹⁶⁰⁾（同法の下で科学技術教育等の振興のため多額の連邦資金供与が行われた。）等をきっかけに、教育政策への関与を強めてきた。連邦政府の重要な役割の1つとなっているのが教育への平等なアクセスの保障であり、1964年公民権法第Ⅵ編⁽¹⁶¹⁾（人種に基づく差別の禁止）、初等中等教育法⁽¹⁶²⁾（社会経済的に不利な子どもの教育機会改善のための連邦補

Lawsuits and Title IX, *CRS Legal Sidebar*, LSB11248, December 3, 2024, p.2. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/LSB/LSB11248>>; Cole and Back, *op.cit.*(5), pp.19-21.

(154) Section 3(a) of Executive Order 14201. また、他省庁に対しても、教育プログラムに対する資金供与を見直し、必要な場合、同大統領令に従わないプログラムへの資金供与を取り消すものとしている。Section 3(b) of Executive Order 14201.

(155) Section 4(b) of Executive Order 14201.

(156) Section 4(c) of Executive Order 14201.

(157) Section 4(d) of Executive Order 14201.

(158) 「議会運営 綱渡り トランプ氏 米共和 僅差の過半数」『読売新聞』2025.1.21.

(159) 合衆国憲法修正第10条（憲法によって連邦政府に委ねられていない権限は、州又は人民に留保されているとする規定）。

(160) National Defense Education Act of 1958, P.L. 85-864, September 2, 1958.

(161) 前掲注(6)参照。

(162) 前掲注(45)参照。

助金を定める同法第I編)、障害のある個人教育法⁽¹⁶³⁾、更に本稿で取り上げたタイトル9(性別に基づく差別の禁止)など、いずれも1960年代半ばから1970年代初頭に制定された連邦法により推進されている。

翻って、第2次トランプ政権において想定される教育政策については、2024年7月の共和党全国大会において採択された共和党政綱⁽¹⁶⁴⁾に記載がある。その中で、教育に関する連邦政府の役割を縮減し、本来この分野の権限を有する各州に返還することとされており(この文脈において連邦教育省の廃止⁽¹⁶⁵⁾も提案されている。)、トランプ大統領自身も従来これを進める意図を繰り返し表明している⁽¹⁶⁶⁾。なお、同綱領には学校選択の拡大等を含め親の権利を回復すること、米国の価値観⁽¹⁶⁷⁾を推進すること、子どもに対しジェンダー等について政治的教化をしてはならないこと等についての記載もある⁽¹⁶⁸⁾。

米国では教育に関する州の権限と連邦政府が果たすべき役割の在り方について、後者の役割が拡大する中で従来議論となっている。連邦教育省の廃止を主張した大統領もトランプ大統領が初めてというわけではない⁽¹⁶⁹⁾。第1次トランプ政権当時も同省廃止の議論はあったものの、実現を見なかった⁽¹⁷⁰⁾。大統領令により連邦教育省を廃止することはできないと言われており、今回政権は、同省廃止のプロセスを開始するための大統領令を準備し、連邦議会の協力を得て同省を廃止することを目指していると報じられている⁽¹⁷¹⁾。2025年1月20日の政権発足後、本稿執筆時点ではまだ3週間を過ぎたところであり、今後の動向には不透明な部分が多い。引き続き注視したい。

(ろーらー みか)

(本稿は、筆者が文教科学技術調査室在職中に執筆したものである。)

⁽¹⁶³⁾ 前掲注(5)参照。また、1973年には連邦政府資金を受給するプログラム等における障害者差別を禁止する「リハビリテーション法第504条」(Section 504 of the Rehabilitation Act of 1973, P.L. 93-112, September 26, 1973 (29 U.S.C. 794).)も制定された。

⁽¹⁶⁴⁾ “2024 GOP PLATFORM MAKE AMERICA GREAT AGAIN!” July 8, 2024. American Presidency Project Website <<https://www.presidency.ucsb.edu/documents/2024-republican-party-platform>>

⁽¹⁶⁵⁾ 既述のとおり、現在の連邦教育省はカーター政権下において制定された法律により、連邦保健教育福祉省(当時)から独立して設置されたものである。前掲注(28)参照。

⁽¹⁶⁶⁾ Erica L. Green and Zach Montague, “Trump Signs Two Orders to Dismantle Equity Policies,” *New York Times*, January 20, 2025.

⁽¹⁶⁷⁾ 「米国の価値観(アメリカン・バリュー)」を取り戻すことは、トランプ大統領の就任に合わせ政権が発表した「米国第一主義の優先事項」の1つとされている。同優先事項には「米国の価値観」として2つの内容が挙げられており、1つ目が、生物学上の性別としての男女を確立し、女性を過激なジェンダーイデオロギーから保護することである。2つ目は、国の歴史にふさわしい名称をランドマークに対し付与することである。“President Trump’s America First Priorities,” January 20, 2025. Whitehouse Website <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/01/president-trumps-america-first-priorities/>>

⁽¹⁶⁸⁾ 学校選択の拡大等及び学校における教化を阻止する件については、2025年1月29日に関連の大統領令がそれぞれ発出されている。Expanding Educational Freedom and Opportunity for Families, Executive Order 14191 of January 29, 2025; Ending Radical Indoctrination in K-12 Schooling, Executive Order 14190 of January 29, 2025.

⁽¹⁶⁹⁾ レーガン大統領は連邦教育省の廃止を主張していた。“Education Dept. Won’t Be Abolished: Reagan Backs Down, Citing Little Support for Killing Agency,” *Los Angeles Times*, January 29, 1985.

⁽¹⁷⁰⁾ Alyson Klein, “Will the Trump Administration Scrap the Education Department?” *Education Week* (online), November 15, 2016.

⁽¹⁷¹⁾ Alayna Treene and Katie Lobosco, “Trump administration drafting executive order to initiate Department of Education’s elimination,” February 4, 2025. CNN Website <<https://edition.cnn.com/2025/02/04/politics/education-department-trump-executive-order/index.html>>